

耐震診断チェックリスト—鉄骨造校舎等—に係る留意事項

○第1 一般事項

- ①施設台帳で今回診断の対象となった建物について確認する。(施設台帳との照合を行う。)
- ②公立学校施設整備ハンドブック 第4章資料編 「5 耐力度調査調査及び耐震診断の考え方(概念図)」に沿っているかどうかを確認する。
NOの場合は、理由を明記しているか確認する。
- ③耐震診断の対象になった棟(枝番号で別れている場合は枝番号ごと。以下省略。)は施設台帳に記載されている棟番号の面積を記載する。
(保有控除になっている面積(給食室などの面積も含める。))
- ④③の面積の合計のうちでもExp. J等で構造が区切られている場合があるので、実際に診断した面積の合計を記入する。
- ⑤④の面積で適切に診断及び補強設計がされていることを確認する。
- ⑥原則として、耐震診断及び補強設計について、所管行政庁の認定又は公的機関の判定を受けなければならないこととしている。
- ⑦文部科学省からの通知で鉄骨造校舎等については、(財)日本建築防災協会の「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(以下「耐震改修指針」という。)によることとしている。その他の診断基準は原則として認めていない。
- ⑧「公立学校建物の耐震診断実施要領」で定めているため、1級建築士以外は認められない。ただし、耐震診断を委託した設計事務所等の1級建築士の協力を得て行った場合も良しとする。
- ⑨講習会受講者であれば、学校建物の耐震診断についての内容を理解しており、適切に診断できるため。ただし、講習会受講者でなくても、補助申請の対象外とはしない。
- ⑩「ソフト」とはコンピューターソフトのことを言い、単に応力計算に用いるためのものではなく、耐震診断プログラムのことを指す。また、コンピューターソフトを使用する場合は、公的機関の評定を受けているものの方が望ましい。ただし、公的機関の評定を受けていない場合でも、補助申請の対象外とはしない。

○第2 既存建物の診断

- ①報告書には、以下の項目が記載されていることを確認する。
 - 1) 建物概要
 - 2) 当該建物重量
 - 3) 偏心率、剛性率
 - 4) 鉄骨の腐食・発錆状況
 - 5) 診断方針
 - 6) 診断に際してのモデル化
 - 7) 診断結果表
 - 8) 部材破壊モード図(伏図・軸組図)
 - 9) 結果所見

10) その他（吊りものの安全の検討，ゾーニングなど）

②耐震診断に先立ち，建物の状況を正確に把握しておく必要があるため。

③予備調査及び実態調査の結果も報告書に添付しておくこと。

④実態調査（現地調査）にあつては，下記の事項に留意する。

1) 調査箇所

建物の実態を総括的に把握するため，梁間方向と桁行方向の耐震上重要と思われる軸組寸法，軸組筋違構面，柱梁接合部およびその周辺の施工状況が観察できる部位を調査する。各部位の調査箇所は高さ方向と平面方向に分散させ，骨組の特性に応じて2～3箇所選定する。

2) 接合部

- ・溶接継目の種類を設計図書と照合する。
- ・完全溶込溶接の場合は，エンドウ，裏当金及びはりウェブのスカップの有無を確認する。
- ・すみ肉溶接の場合は，すみ肉溶接のサイズを確認する。
- ・ボルトの種類（高力ボルト，中ボルト），径，本数を設計図書と照合する。
- ・ダイヤフラムの位置・形状・寸法等を，設計図書と照合する。

3) 部材，接合部，ガセットプレートの全面錆の有無を確認する。

4) 柱脚の形状・寸法を設計図書と確認する。

⑤ I_s 又は q 値のどちらか一方が規準値に達していなければ補助対象になるので，同一階に限らず，それぞれ各階の最低値を記入する。

⑥ 公立学校施設整備ハンドブック 第4章資料編 「5 耐力度調査調査及び耐震診断の考え方（概念図）」に沿っているかどうかを確認する。

⑦ 原則として，建設省告示第1793号による数値又は設置者の判断により定めてよいこととする。

○第3 補強設計

① 報告書には，以下の項目が記載されていることを確認する。

- 1) 補強方針
- 2) 補強に際してのモデル化
- 3) 当該建物重量（補強部材荷重の加算）
- 4) 偏心率，剛性率
- 5) 概算補強量の算出
- 6) 鉄骨の腐食・発錆処置
- 7) 荷重軽減
- 8) 補強診断結果
- 9) 部材破壊モード図（伏図・軸組図）
- 10) 補強部材計算書
- 11) 補強詳細設計図
- 12) 結果所見
- 13) その他（吊りものの安全の検討，ゾーニングなど）

②下記の(1)～(3)に該当しない場合は、耐震改修指針を適用できることとしている。

(1)耐震性が良好である場合

- ・現行の耐震設計法で設計された建物で外観上異常が認められず、施工が良好な場合

(2)耐震性が著しく低いと判断される場合

- ・経年変化により耐久性が低い場合
- ・被災により骨組が著しく損傷を受けている場合

(3)精密診断が必要であると判断される場合

- ・構造が特殊な場合など耐震改修指針の適用が困難な場合。

なお、上記(2)に該当する場合や、チェックリストでNOになった場合は、改築も含めた検討を行うこと。補強する場合は、適切に補強計画を立てる必要がある。

③違うソフトを使用した理由としては、「ソフトが異なっても両者に矛盾がないことが確認されているため」などが考えられる。

④補強後の数値についても、全階とも耐震性能を満たしていなければ、補助対象にならないことから、同一階に限らず、最低値を記入する。

⑤この数値を満足していなければならない。

⑥また、屋上防水層の撤去等荷重軽減などを行う場合についても、耐震性能の向上が認められるものは、「耐震性能判定表」に記載する。